

平成25年度

市・県民税 申告相談が 始まります

■申告相談期間

2月18日(月)～3月15日(金)

■受付時間

午前8時～午後3時(相談は午前9時から)

市・県民税の申告は、課税の基礎資料のためだけではありません。所得証明あるいは課税証明などの証明書の発行や、国民健康保険税、保育料の算定および年金・各種手当などの基礎資料にもなりますので、必ず期限内に申告してください。

申告書を 郵送します

前年度に市・県民税申告書を提出していただいた方などに、2月上旬に申告書類を送付します。

ただし、申告書類が届かなくても、昨年中に一時的な収入があったり、新たに就労した方、または途中で退職した方などは、申告が必要になることがあります。

左ページの「要否判定表」を参考に、申告が必要と思われる方は申告してください。

指定日に ご来場ください

平成25年度市・県民税の申告相談は、2月18日(月)から始まります。地区ごとに相談会場や相談日が決まっていますので、下段の日程表で確認の上、指定日にお越しください。なお、申告相談期間中は担当者が全員会場に向くため、市役所税務課窓口での申告相談はできません。

収 支内訳書の作成を お願いします

事業所得(営業・農業)や不動産所得を申告する方は、

あらかじめ自分で収入や経費を取りまとめ、「収支内訳書」を作成し、帳簿や出荷伝票、経費の領収書などを持って会場にお越しください。

また、必要と思われる方には、申告用紙と一緒に「収支内訳書」と書き方の手引きを送付します。なお、これらの用紙類は、市役所税務課および豊田支所に備えてあります。

医 療費控除を申告会 場で申告する方は

平成24年中に支払った医療費が、一定額以上になれば控除を受けることができます。

なお、生計を一にする親族のために支払ったものは、本人分と合算して構いません。個人別に合計額を算出し、医療費などの領収書を持って申告会場にお越しください。

控除になる額

①総所得金額等が200万円以上の方は、医療費合計のうち10万円を超える部分
②総所得金額等が200万円未満の方は、医療費合計のうち、「総所得金額等の5%」を超える部分。ただし、健康保険組合や生命保険などから医療費が補てんされた場合(高額療養費、出産育児一時金、入院給付金、高額

◆申告相談日程

受付時間 午前8時～午後3時(申告相談の開始は午前9時から)

| 期日 | 2月 | | | | | | | | | 3月 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| | 18 月 | 19 火 | 20 水 | 21 木 | 22 金 | 25 月 | 26 火 | 27 水 | 28 木 | 1 金 | 4 月 | 5 火 | 6 水 | 7 木 | 8 金 | 11 月 | 12 火 | 13 水 | 14 木 | 15 金 | |
| 対象地区 | 中野会場 | 還付申告 | 中野 | 日野 | 延徳 | 平野 | 高丘 | 長丘 | 平岡 | 科野 | 倭 | 還付申告 | 中野 | 日野 | 延徳 | 平野 | 高丘 | 長丘 | 平岡 | 科野 | 倭 |
| | 豊田会場 | 上今井 | 上今井 | 豊津 | 豊津 | 豊津 | 永田 | 永田 | 永田 | * 中野会場は、市民会館41号会議室(2階)、豊田会場は、豊田支所大会議室(2階)で行います。 * 2月28日(木)以降は、中野会場のみとなります。 | | | | | | | | | | | |

※2月18日、3月4日の「還付申告」日は、給与、年金所得の所得税の還付を受ける方(市内全地区)を対象とします。なお、対象地区の指定日以外でも相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区の指定日にお越しください。

問い合わせ先

【市・県民税の申告に関すること】税務課課税係 ☎(22)2111(内線225)
【所得税の確定申告に関すること】信濃中野税務署 ☎(22)3151

介護サービス費などは、その金額を対象の医療費から差し引いてください。

◆**控除の対象にならない主なもの** 健康診断、人間ドック、インフルエンザ予防接種、医師の診断書、栄養ドリンクやビタミン剤など疲労回復や健康保持の目的で購入したもの、視力矯正のためのコンタクトレンズ代、メガネ代、医師の処方のない目薬や湿布など。

事前にお越しください

「収支内訳書」を提出する方や医療費控除のある方は、必ず事前に集計を済ませてから申告会場にお越しください。集計していない場合、ご自身で集計していただけてから申告相談をお受けすることになりますので、ご注意ください。

郵送でも受け付けます

市・県民税の申告書は、郵送でも提出できます。3月15日(金)までに記入した申告書や「収支内訳書」、控除資料などを市役所税務課宛てにお送りください。

内容の確認などで、電話をすることがありますので、電話番号欄に日中連絡が取れる番号を記入してください。

また、市役所税務課、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田サービスステーションに投函箱を設置してありますので、そちらへの投函も可能です。(ただし、所得税の確定申告書は投函しないでください)

所得の確定申告は税務署へ

信濃中野税務署では、2月1日(金)から3月15日(金)までの間(土日・祝日を除く)所得税の確定申告会場を設置します。

会場 信濃中野税務署2階会議室
時間 受付：午前8時30分～
相談：午前9時～午後5時

※年末調整後の給与所得(公的年金等)以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が必要ない場合がありますが、その場合でも市・県民税の申告は必要ですのでご注意ください。

※所得税の確定申告をした方は、市・県民税の申告をする必要はありません。

市・県民税の申告は必要?

申告要否判定表

■ : はい □ : いいえ

平成25年1月1日現在、中野市に住んでいましたか?

はい

いいえ

平成24年中に収入がありましたか?

平成25年1月1日現在に住んでいた市町村にお問い合わせください。

いいえ

はい

税務署に確定申告書を提出しますか?

年末調整や確定申告で、生計を一にする親族の税法上の扶養になっていますか?

はい

いいえ

いいえ

はい

次の①、②のどちらかに当てはまりますか?

①収入は給与のみで年末調整されている

②収入は公的年金収入のみ

※公的年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により還付になることがあります。

※また、市・県民税の所得控除(社会保険料控除、医療費控除など)を受ける場合は、市・県民税の申告が必要になります。

いいえ

市・県民税の申告が必要です

はい

市・県民税の申告は必要ありません